

平成25年2月18日

お客さま各位

瀬戸信用金庫

「当座勘定規定」の改正について

当金庫は、政府が策定した「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」等を踏まえ、暴力団等の反社会的勢力との関係を遮断するため、平成22年10月1日より当座勘定規定等に暴力団排除条項を導入しております。

今般、警察庁および金融庁からの要請を受け、当座勘定取引における暴力団排除条項を実態に即してより明確化するため当座勘定規定を下記のとおり一部改正いたします。

なお、改正後の新規定は、改正前より当座勘定のお取引をいただいているお客さまに対しても適用させていただきます。

当金庫では、今後も反社会的勢力との取引防止・関係遮断に努めてまいりますので、お客さまのご理解とご協力をお願い申し上げます。

記

1. 当座勘定規定改正の概要

(1) 反社会的勢力の明確化

当座勘定規定における反社会的勢力の属性要件については「暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下、これらを「暴力団員等」といいます）」と規定しておりましたが、今回、反社会的勢力の属性の一層の明確化を図るため、次の①～⑤の要件を追加することとしました。

さらに、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者については、法律において一定の業を営むことができないとされていること等に鑑み、「暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者」を属性要件に追加しました。

- ① 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
- ② 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
- ③ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
- ④ 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
- ⑤ 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

(2) 免責・損害賠償規定の追加

暴力団排除条項の適用により、当金庫が当座勘定を解約したことで当該取引先に損害が生じても当金庫は免責される旨、また、当金庫に損害が生じたときは、当該取引先は損害賠償責任を負う旨の規定を追加しました。

2. 改正日

平成25年2月18日（月）

以上